

## 会議を傍聴される方へ

鳥取県議会事務局

1 会議を傍聴しようとする方は、傍聴受付で受付後、傍聴券を着用の上、傍聴席へお入り下さい。ただし、傍聴される方が多数の場合、又は会議の都合によっては、お断りすることもあります。

お帰りの際、傍聴券は受付にお返し願います。

2 次のような方は傍聴できません。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を持っている方。
- (2) 酒気を帯びていると認められる方。
- (3) ペット等動物（身体障害者補助犬を除く）を伴う方。
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方。
- (6) その他議事を妨害し、又は人に迷惑をかけるおそれのある物を持っている方。

3 傍聴席では、次のことにお守り下さい。

- (1) **静かにすること。**
- (2) 議場における言動に対して **批判したり、可否を表明したり、私語や拍手をしたりしないこと。**
- (3) はち巻、たすき等をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻き、下駄の類を着用しないこと。（ただし、病気その他の理由により係員の許可を得た場合は、着用できます。）
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) **携帯電話を使用しないこと。（電源を切るか、マナーモードに設定すること。）**
- (7) **写真撮影等のため発光装置を使用しないこと。**
- (8) その他議場の秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為をしないこと。

**※傍聴される方は、議長・係員の指示に従って下さい。議長が注意し、なお従わないときは、退場していただくことがあります。**

○ 音声がかえにくい方には、補聴イヤホンの貸出しを行います。受付係員にお申し出下さい。（先着20名です。）

お帰りの際、補聴イヤホンは必ず受付にお返し願います。

○ 傍聴中の託児を希望される場合は、傍聴される5日前までに、県議会事務局 総務課（電話 0857-26-7460）までお申し出下さい。